

リコール等に関する研究会運営要領（案）

1 研究会

- (1) 座長は、研究会を招集し、研究会の事務を掌理する。
- (2) 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2 議事

- (1) 研究会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- (2) 研究会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 会議の公開

会議終了後速やかに、発言者名を記載しない議事要旨を作成し、会議において配布した会議資料とともに公表する。